いすみ市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月18日

いすみ市長　小坂正和

いすみ市条例第27号

いすみ市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

いすみ市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（平成17年いすみ市条例第106号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（４）　（略） （５）　審査支払機関　国民健康保険法第83条の規定により設立される国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）に基づき設置される医療情報基盤・診療報酬審査支払機構をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（４）　（略） （５）　審査支払機関　国民健康保険法第83条の規定により設立される国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に基づき設置される社会保険診療報酬支払基金をいう。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。